

地方独立行政法人法について

1 中期目標とは

(1) 定義（地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 25 条第 1 項）

地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標

(2) 規定すべき具体的な事項（法第 25 条第 2 項）

- ①中期目標の期間、②住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、
- ③業務運営の改善及び効率化に関する事項、④財務内容の改善に関する事項、
- ⑤その他業務運営に関する重要事項

2 第 2 期中期目標・中期計画について

(1) 策定（変更）に係る意見（法第 25 条第 1 項、第 78 条第 3 項）

知事は中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴く。

知事は中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

(2) 策定（変更）に係る手続き（法第 25 条第 3 項、第 26 条第 1 項）

知事は県立大学が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を、議会の議決を経て、県立大学に指示する。

県立大学は中期目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、知事の認可を受ける。